知人紹介採用規程

(目的)

第1条 この規程は、社員がその知人等を社員候補者として会社に紹介する場合の手続きと手当について定める。

(知人紹介状の提出)

第2条 社員(本社社員を除く)が知人等を紹介する場合は、予め別表の知人紹介状を提出しなければならない。知人紹介状を提出し会社に受理された者を紹介者とし、当該知人紹介状に記載された者を被紹介者とする。

(手当の種類等)

- 第3条 会社が被紹介者の人材登録を行い、雇用契約を締結した場合に別途定める運用 内規に基づき、紹介者に対し、次の手当を支給する。
 - (1) 知人紹介手当

5,000 円

(2) 知人契約手当

10,000 円

(運用担当)

第4条 この規程の運用および改廃については、営業サポート部の担当とする。

(附則)

本規定は、2023年5月29日から施行する。

以上